

令和元年7月12日付け基発0712第2号・雇均発0712第2号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」の一部改正について

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">基発0712第2号 雇均発0712第2号 令和元年7月12日 <u>改正 基発0428第11号</u> <u>令和8年4月28日</u></p> <p>都道府県労働局長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省労働基準局長 (公印省略) 厚生労働省雇用環境・均等局長 (公印省略)</p> <p>「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」の一部改正について (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 記の第5を第6とし、第4を第5とし、第3の次に以下を加える。 第4 高度プロフェSSIONAL制度(法第41条の2関係)</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: right;">基発0712第2号 雇均発0712第2号 令和元年7月12日</p> <p>都道府県労働局長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省労働基準局長 (公印省略) 厚生労働省雇用環境・均等局長 (公印省略)</p> <p>「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」の一部改正について (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 記の第5を第6とし、第4を第5とし、第3の次に以下を加える。 第4 高度プロフェSSIONAL制度(法第41条の2関係)</p> <p>(略)</p>

< 臨時の健康診断に係る項目の省略 >		< 臨時の健康診断に係る項目の省略 >	
問 34	(略)	問 34	(略)
答 34	労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 44 条第 1 項第 3 号及び第 8 号から第 12 号までに掲げる項目(同項第 3 号に掲げる項目にあつては、身長 <sup>の</sup> 検査に限る。)について、本人同意の対象となる期間中に当該項目に係る臨時の健康診断を実施している場合には、当該事業場で選任した産業医又は労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師の判断により、対象労働者の健康状態に応じて、項目ごとに実施を省略することとしても差し支えない。	答 34	労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 44 条第 1 項第 3 号及び第 8 号から第 11 号までに掲げる項目(同項第 3 号に掲げる項目にあつては、身長 <sup>の</sup> 検査に限る。)について、本人同意の対象となる期間中に当該項目に係る臨時の健康診断を実施している場合には、当該事業場で選任した産業医又は労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師の判断により、対象労働者の健康状態に応じて、項目ごとに実施を省略することとしても差し支えない。
(略)		(略)	